年管発 0612 第 1 号
令和 5 年 6 月 12 日

市　町　村　長
日本年金機構理事長　殿
地方厚生（支）局長

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
（　公　印　省　略　）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布について

今般、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、下記の措置を講ずる行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第 48 号。以下「番号法改正法」という。）が公布されたので通知をする。

１．マイナンバーカードと健康保険証の一体化
２．行政機関等経由登録の特例制度の創設
３．その他、マイナンバーの利用範囲の拡大、普及・利用促進等

番号法改正法においては、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「国保法」という。）等の被保険者証と個人番号カードの一体化関係の法改正、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和３年法律第 38 号。以下「公金受取口座登録法」という。）の一部改正、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号。以下「国年法」という。）の一部改正、日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号。以下「機構法」という。）の一部改正を含んでいる。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について、政府として迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和４年６月７日閣議決定）に基づきデジタル化に向けて各種施策が推進されており、個人番号カードの被保険者証としての利用促進については、同計画において、

・「診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等を図るため、オンライン資格確認について、

保険医療機関・薬局に、令和５年（2023 年）４月から導入を原則として義務付ける」

・「導入が進み、患者によるマイナンバーカードの保険証利用が進むよう、関連する支援等の措置を見直す」
・「令和６年度（2024 年度）中を目途に保険者による保険証発行の選択制の導入を目指し、さらにオンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、保険証の原則廃止を目指す」

こととされている。これを踏まえ、政府全体として個人番号カードの普及を促進するための取組の一環として、被保険者証と個人番号カードの一体化を進め、令和６年秋に被保険者証の廃止を目指すこととされた。

公金受取口座の登録促進（行政機関等経由登録の特例制度の創設）について、公金受取口座登録法では、給付等を行う行政機関の長等が、口座情報等を保有している場合において、預貯金者に対し一定の事項を通知した上で、当該預貯金者から同意を得たとき（一定期間を経過するまでの間に同意又は不同意の回答をしなかったことにより同意があったものとして取り扱われる場合を含む。）は、当該情報を内閣総理大臣に提供することができるようにする規定（以下「行政機関等経由登録の特例制度」という。）が設けられた。また、厚生労働大臣は、行政機関等経由登録制度及び行政機関等経由登録の特例制度に係る事務を日本年金機構に行わせるとされ、併せて、機構法において、これらの事務を日本年金機構の業務として追加するとともに、行政機関等経由登録の特例制度に係る事務において年金個人情報を提供することができるよう手当した。

そのほか番号法改正法において、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、個人番号等の利用の促進を図る行政事務の範囲を拡大するとともに、在外公館における個人番号カードの交付等に係る手続の整備、戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加等の措置を講じている。

改正の内容等については下記のとおりであるので、当該内容について御了知いただくとともに、事業実施についても遺漏のないよう十分に御検討されたい。

記

１．マイナンバーカードと健康保険証の一体化
１－１．健保法等の一部改正
（１）電子資格確認を受けることができない者に対する資格確認のための書面

の交付等について（健保法第 51 条の３の新設）

現在は、全国健康保険協会は、厚生労働大臣から、被保険者の資格の取得の確認を行った旨の情報等の提供を受けたときは、被保険者に対し、被保険者証を交付しなければならないとされており、被保険者資格の確認が行われた者については、本人からの申し出なしに職権で、被保険者証を交付する仕組みとなっている。

今般、被保険者証の廃止に伴い、令和６年秋以降は、新規の被保険者証は発行しないため、個人番号カードの紛失等の事情により電子資格確認（健保法第３条第 13 項に規定する電子資格確認をいう。）を受けることができない者が必要なときに療養の給付等が受けられる権利を法律上保障するため、第 51 条の３を新設し、同条第１項において、被保険者又はその被扶養者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、保険者に対し、当該状況にある被保険者又はその被扶養者に係る第 63 条第３項の規定による確認のために必要な事項として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供を求めることができることとする。

（２）短期の特別の有効期間を定めた被保険者証（以下「短期被保険者証」という。）の廃止について（国保法第９条第 10 項から第 13 項関係）

被保険者証の廃止に伴い、

- 被保険者証に有効期間を設定することができる旨の規定
- 保険料を滞納している世帯主又は組合員に対して特別の有効期間を定めることができる旨の規定

は、削除する。

１－２．国年法の一部改正（短期被保険者証の廃止に伴う市町村の納付受託業務の廃止について（国民年金法第 92 条の３等関係））

国民健康保険における短期被保険者証の廃止に伴い、国民年金保険料滞納者への短期被保険者証の交付についても廃止されることを踏まえ、市町村による国民年金保険料の納付受託事務についても廃止することとする。

また、これに伴い、市町村による国民健康保険料の納付受託事務の申出受理に係る事務委任についても規定を削除する。

２．行政機関等経由登録の特例制度の創設

今般、給付主体である行政機関の長等が利用口座情報を保有している場合において、預貯金者に対し一定の事項を通知した上で、当該預貯金者から同意

を得たとき（一定期間を経過するまでの間に同意又は不同意の回答をしなかったことにより同意があったものとして取り扱われる場合を含む。）に提供の対象とするため、所要の改正を行う。

（１）公金受取口座登録法第５条の一部改正

年金の新規裁定者に対し公金受取口座登録法第５条に基づく行政機関等経由登録を厚生労働大臣・日本年金機構が実施するにあたり、同条第１項の行政機関の長等に厚生労働大臣を主体として規定する。

（２）公金受取口座登録法第５条の２の新設

①第５条の２第１項

第５条に規定された行政機関の長等は、利用口座情報（公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用する一の預貯金口座に関する情報であって公的給付支給等口座登録簿に記録されるものをいう。以下同じ。）を保有している場合において、デジタル庁令で定めるところにより、当該預貯金者に対し、（ア）～（ウ）に掲げる事項及び当該預貯金者に係る利用口座情報を内閣総理大臣に提供することについて同意するかどうかを回答するよう求める旨を記載した書面を②に規定する方法により送付した上で、当該預貯金者から同意を得たとき（（イ）の規定により同意をしたものとして取り扱われることとなる場合を含む。）は、当該預貯金者に係る利用口座情報を内閣総理大臣に提供することができることを規定する。

（ア）　当該同意をした場合において、当該預貯金者が公的給付支給等口座登録者でないときは、公的給付支給等口座登録簿に預貯金口座情報等が記録されること。

（イ）　当該書面が到達した日から起算して三十日以上が経過した日までの期間としてデジタル庁令で定める期間を経過するまでの間に同意又は不同意の回答がないときは、当該同意をしたものとして取り扱われることとなること。

（ウ）　各行政機関の長等は、公的給付の支給等に係る金銭の授受をするために必要があるときは、内閣総理大臣に対し、公的給付支給等口座登録簿に記録された公的給付支給等口座情報の提供を求めることができること。

②第５条の２第２項

行政機関の長等から預貯金者への通知にあたり、通知が確実に行われる必要があるため、上記①による預貯金者への送付は、書留郵便等に付し、かつ、上記①に規定する回答を行うために必要なものとしてデジタル庁令で定めるものを添付して行うことを規定する。

③第５条の２第３項

内閣総理大臣は、第１項により提供された利用口座情報について、

・　預貯金者が公的給付支給等口座登録者でないときは当該預貯金者を第３条第２項の申請をした者とみなして同条第１項の登録並びに公金受取口座に登録した旨及び第５条の２第１項の規定により利用口座情報の提供を受けた旨の通知すること

・　預貯金者が公的給付支給等口座登録者であるときは当該預貯金者に対し、その旨及び当該預貯金者に係る公的給付支給等口座情報は変更されない旨の通知すること

を規定する。

（３）公金受取口座登録法第５条の３の新設

第５条第１項及び第５条の２第１項に係る事務について、厚生労働大臣から日本年金機構へこれらの事務を委託するための規定を設ける。

なお、日本年金機構が実施する具体的な事務は、日本年金機構が行う公的給付の支給等（年金給付等）に係るものに限られることになるため、厚生労働大臣が日本年金機構に行わせる事務の範囲について「日本年金機構が行うこととされている公的給付の支給等に係る事務に限る。」と規定する。

３．機構法の一部改正

（１）公金受取口座登録法の一部改正に伴う機構法の一部改正について（機構法第 27 条及び第 38 条関係）

公金受取口座登録法第５条の３の規定により、公金受取口座登録法第５条第１項及び第５条の２第１項の規定による事務を厚生労働大臣から委託を受けた日本年金機構が行うことから、日本年金機構が当該事務を行うことができるよう機構法を改正する。

①日本年金機構の業務の追加（機構法第 27 条第２項）

公金受取口座登録法第５条第１項及び第５条の２第１項に基づく同意取得事務及び提供事務を日本年金機構の業務として機構法第 27 条第２項に追加する。

②年金個人情報の提供（機構法第 38 条第５項第３号リ新設）

公金受取口座登録法第５条の２第１項に基づき年金以外の公的給付のために年金受給者の年金口座情報を提供することは、機構法第 38 条第２項に

規定する利用目的に該当しないことから、「他の行政機関等が当該事務の遂行に必要な限度で年金個人情報を提供する場合であって、当該年金個人情報を提供することについて相当な理由のあるとき」として、同条第５項第３号に規定する。

（２）国保法の一部改正に伴う機構法の一部改正について（機構法第 27 条及び第 38 条関係）

国民年金保険料滞納者への短期被保険者証の交付を廃止することに伴い、短期被保険者証に係る国民年金保険料滞納者への通知に係る事務を日本年金機構の業務の範囲から除外するための所要の改正を行う。

４．その他の番号法改正法の概要

（１）個人番号の利用範囲の拡大（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号、以下「番号法」という。）、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）等の改正）

理念として社会保障制度、税制及び災害対策以外の行政事務においても個人番号の利用の推進を図るため、具体的には、理容師・美容師、小型船舶操縦士及び建築士等の国家資格等、自動車登録、在留資格に係る許可等に関する事務において、個人番号の利用を可能とする所要の改正を行う。

（２）個人番号の利用及び情報連携に係る規定の見直し（番号法、住民基本台帳法等の改正）

法律で個人番号の利用が認められている事務に準ずる事務（事務の性質が同一であるものに限る。）についても、個人番号の利用を可能とし、法律で個人番号の利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携を可能とする所要の改正を行う。

（３）マイナンバーカードの普及・利用促進（番号法、住民基本台帳法、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号、以下「公的認証法」という。）等の改正）

マイナンバーカードを申請・取得できる選択肢の拡大及び利用の促進のため、

・在外公館で、国外転出者に対するマイナンバーカードの交付や電子証明書の発行等に関する事務を可能とする

・市町村から指定された郵便局においても、マイナンバーカードの交付申請の受付等ができるようにする

・暗証番号の入力等を伴う電子利用者証明を行わずに、利用者の確認をする方法の規定を整備する
等の所要の改正を行う。

（４）戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加（戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）、住民基本台帳法、家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）、番号法、公的認証法）

戸籍、住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加及び公証された振り仮名が各種手続での本人確認で利用可能にする所要の改正を行う。

５．施行期日

（１）上記４（１）及び（３）の番号法等の一部改正
公布の日

（２）上記２、３の（１）、上記４（１）及び（２）
公布の日から１年３月を超えない範囲内において政令で定める日とする。

（３）上記１－１、１－２及び３の（２）
公布の日から１年６月を超えない範囲内において政令で定める日とする。

（４）上記４（４）の戸籍法、住民基本台帳法、家事事件手続法の一部改正
公布の日から２年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

（５）上記４（３）及び（４）の番号法及び公的認証法の一部改正
公布の日から３年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

以上